

◎新潟県告示第845号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、佐度市の国仲西部土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成30年7月31日

新潟県佐度地域振興局長

1 就任

理事 佐渡市山田634番甲 大塚 安二

就任年月日 平成30年4月1日

2 退任

理事 佐渡市山田683番地 野田 正行

退任年月日 平成30年2月19日